

序章. 基本構想の策定にあたって

(1) 背景・目的

我が国では、諸外国に例をみないほど急速に高齢化が進んでいます。また、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害者などを含む全ての人々が、社会の様々な場面に参画できるまちづくりが求められ、ユニバーサルデザインにも配慮した施設整備が重要となっています。

このような状況のなか、国では、平成6年に『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律』（ハートビル法）、平成12年に『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』（交通バリアフリー法）が制定されました。その後、平成18年に、交通バリアフリー法とハートビル法を統合した『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』（バリアフリー新法）が制定されました。

泉佐野市（以降、本市という）では、基本目標を「あらゆるバリアのないハートフルタウン泉佐野を目指して」とし、JR日根野駅周辺地区を重点整備地区に定めた『泉佐野市バリアフリー基本構想』を、平成20年3月に策定し、JR日根野駅周辺のバリアフリー化に取り組んでいます。

本基本構想は、先に策定した基本構想の考え方を踏まえながら、高齢者や障害者をはじめとする、全ての人々が暮らしやすいまちづくりを実現するため、新たな重点整備地区を選定して公共交通機関・道路・建築物等の一体的な整備を進めるために定めるものです。

【用語解説】

■ ノーマライゼーション

高齢者や障害者などが、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方

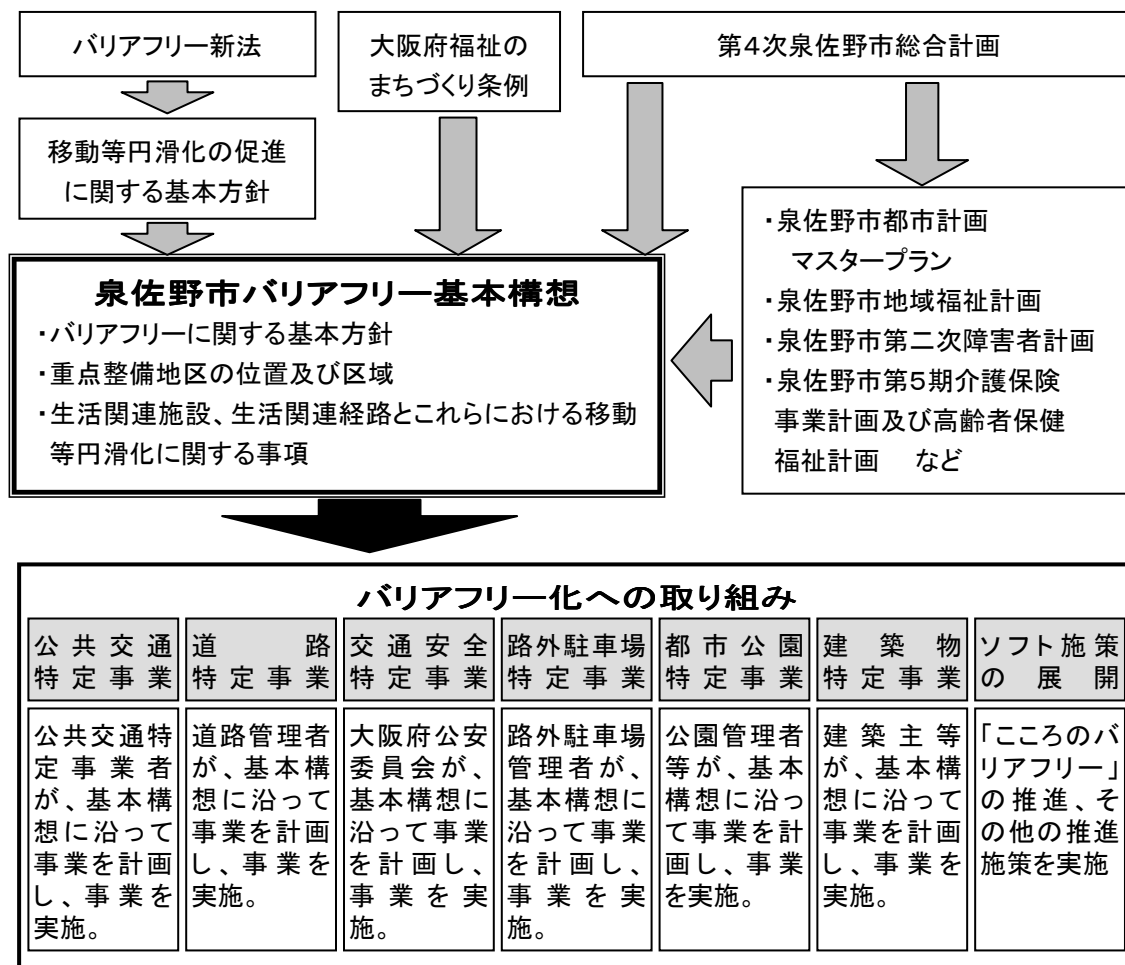
■ ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ、製品や建物、サービスなどを設計・デザインしておくという考え方

(2) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー新法に基づくとともに、『第4次泉佐野市総合計画』及び『泉佐野市都市計画マスタープラン』などの上位計画、関連計画と整合を図っています。また、特定事業者や市民等とも連携して重点整備地区におけるバリアフリー化を推進するための基本方針としての役割も担っています。

図 基本構想の位置づけ



(3) 基本構想の目標年次

本基本構想の目標年次は基本的に国の基本方針に基づき、平成32年度とします。また、必要に応じて見直しを図ることとします。